

自由民主党行政改革推進本部

「公益法人等のガバナンス改革検討チーム
の提言とりまとめ」（令和元年6月28日）
に対する公益法人協会の考え方



公益財団法人 **公益法人協会**

The Japan Association of Charitable Organizations (JACO)

「公益法人制度に対する10の提言」に関する当協会の考え方(総論)

本提言は、ガバナンス改革の提言という性格上、公益法人の行動をある意味でコントロールするものとなっておりますが、公益認定法第1条に規定されているとおり、今般の制度改革は「公益法人による公益目的事業によって、公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的」としているはずであり、この観点からのご支援を自由民主党行政改革推進本部におかれましても、是非ともお願い申し上げます。

1. 一定規模以上の公益財団法人に対し、1名以上の独立評議員の選任の義務付について

(当協会の考え方)

評議員は、そもそも独立した監督・監視機関として制度設計されており、それにもかかわらず選任方法が法定されていないことが問題。

まずそこを改善することが必要であり、それにより全評議員の独立性が担保されると考える。

2. 評議員による役員等の責任追及の訴えを認め、評議員による監視体制を強化することについて

(当協会の考え方)

評議員の選出の方法が法定されていないため、評議員の存在の正当性が確保されていないので、役員等の責任追及の訴えを認めることに反対である。

3. 公益社団法人の社員及び公益財団法人の評議員については、一定数以上の人数(例えば6人以上)を必要とすることについて

(当協会の考え方)

社員及び評議員の数については、基本的にはそれぞれの法人において自由であるべき。

公益法人に限り一定数の人数を必要とすることは、その人数が妥当なものであれば反対するものではない。

4. 公益財団法人の評議員の資格に関し、「配偶者又は三親等内の親族その他の各役員・各評議員と特殊な関係のある者が含まれてはならない」旨の要件を定めることについて

(当協会の考え方)

提案の要件は、評議員の選任方法について評議員会が選任する場合に内閣府公益認定等委員会がガイドラインに定めた基準であり、これが公益認定法の改正により公益認定基準となることに異論はない。

ただし、その他の方法を採用している場合は、上記ガイドラインの適用がされておらず、実際もこの要件を充足しているのは少ないと考えられるので法律改正事項とし、この要件を充足するまでの経過期間を設けることや変更のための手続等について簡易なものを規定することが必要と考える。

5. 一定規模以上の公益法人に対して、1名以上の独立理事及び独立監事の選任を義務付けることについて

(当協会の考え方)

外部性・独立性については、過去に一般法人法において規定されていたものであり、現在再度必要とされる理由を明確にされたい。

6. 独立役員的外部性・独立性について、上場企業の独立役員に求められる基準等を参考に基準を求めることについて

(当協会の考え方)

外部性・独立性の要件を会社法に求めることは、公益法人の公益目的事業を主として行う形態となじまないと思われる。

7. 会計監査人の設置を義務付ける基準を引き下げることについて

(当協会の考え方)

提言の趣旨において、一部の公益法人において会計不正や補助金の不正受給等の問題が生じているとされているが、その実態が明らかにされておらず、それ如何によっては会計監査人の設置が必要であると考えられるが、それが唯一の解決策ではないとも思われる。

まずその実体を明らかにするとともに、会計監査人の設置基準の引き上げのみならず、各種対策等(※)も考慮すべき。

(※)小規模法人や単一公益目的事業実施法人の場合、定期提出書類に対する行政庁の精査向上により不正抑止効果、会計検査委員等の公共検査機関の援助など。

8. 情報開示プラットフォームとなるオンラインポータルサイトの利便性・検索性・網羅性を高めることで国民によるガバナンスを強化することについて

(当協会の考え方)

国民の目によるガバナンスとして有効であり全面的に賛成である。

このために公益法人からの情報提供が増加することを厭わないし、例えば当協会と共同でシステムを構築することを提案する。

9. プリンシプルベースの行動準則(チャリティガバナンス・コード)の策定を推進することについて

(当協会の考え方)

賛成であるが、

- ①ガバナンスコードはあくまで民間が自主的に策定すべき
- ②行政庁の関与や支援は必要としない
- ③行政サイドが推進を慫慂することも控えるべきである。

10. 公益法人の解散等の際の残余財産の帰属先等について

(当協会の考え方)

現状の公益法人制度では、残余財産の帰属先について若干でも問題が有るとすれば、それを予防するために新しい仕組みを設けることに賛成である。